

新旧対照表

現 行	改 正
第4章 富士市開発審査会付議基準 (法第34条第14号及び令第36条第1項第3号ホ) 24. 大規模流通業務施設【個別付議】 (1) 予定建築物は、次のいずれかに該当する大規模な流通業務施設であること。 (2) (略) (3) ア～イ(略) (新設) ウ 市が定めた土地利用方針において大規模流通業務施設の用途に指定された区域であること。 (6) 自己用として使用すること。	第4章 富士市開発審査会付議基準 (法第34条第14号及び令第36条第1項第3号ホ) 24. 大規模流通業務施設【個別付議】 (1) 予定建築物は、次のいずれかに該当する<u>自己用又は特定の非自己用の</u>大規模な流通業務施設であること。 (2) (略) (3) ア～イ(略) <u>ウ 第二東名高速自動車国道のインターチェンジからおおむね1キロメートルから2キロメートルの距離にある区域内にあり、当該インターチェンジに至るまでの主要な道路の幅員が6.5メートル以上、かつ、市の産業部局と調整がとれたものであること。</u> エ 市が定めた土地利用方針において大規模流通業務施設の用途に指定された区域であること。 (6) (1)の「<u>特定の非自己用</u>」とは、<u>物流施設所有者と運営事業者の関係性が明確に認められ、第三者による施設の賃貸借が行われないことに加え、運営事業者の長期事業継続が確認できるものをいう。</u> <u>なお、申請者は物流施設所有者と運営事業者の関係性を示す根拠として以下ア～ウのいずれかの資料を提出すること。</u> <u>ア 物流施設所有者と運営事業者との賃貸借契約書</u> <u>イ 物流施設所有者と運営事業者との賃貸借予約契約書</u> <u>ウ ア、イのほか当該施設が運営事業者で使用されると認められる書面</u>